

令和元年松前町条例第12号

松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月8日

松前町長 岡 本 靖

松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年松前町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松前町条例第10号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 省略 （内容及び手続の説明及び同意）</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第10号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。_____）及び小規模保育事業B型（同条_____に規定する小規模保育事業B型をいう。_____）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 省略 （内容及び手続の説明及び同意）</p>

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 省略

2・3 省略

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難である

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 省略

2・3 省略

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項 において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難である

と町長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 省略

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病
気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場
合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・
保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 省略

2 町長が特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げ
る要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定は、適用
しない。

(1) 特定地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間でそ
れぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じな
いようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げ
る場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2
号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなけ
ればならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所
又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場
所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育
事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を

と町長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 省略

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病
気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場
合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・
保育をいう。 _____）を提供すること。

(3) 省略

行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者

4 町長が特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定は、適用しない。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設であって、法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置するもの

(2) 児童福祉法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けている者の設置するもの

6 省略

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携

2 省略

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの
については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携

協力を求めることを要しない。

8 特例保育所型事業所内保育事業者（保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるものをいう。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 省略

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者（第42条第8項に規定する特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

協力を求めることを要しない。

4 省略

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者 _____ は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。